

# 速度取締り指針

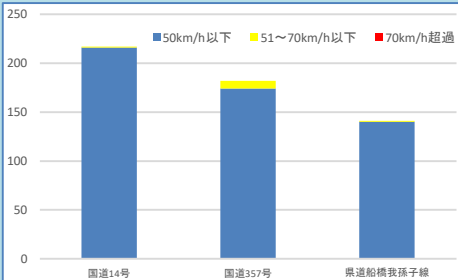
令和3年7月  
船橋警察署

## 船橋警察署の速度取締り重点

国道14号	10:00～12:00 16:00～18:00	西船地区	40km/h (指定速度)
国道357号	16:00～18:00	西浦地区	60km/h (法定速度)
市道	7:00～9:00 14:00～16:00	栄町地区	40km/h (指定速度)

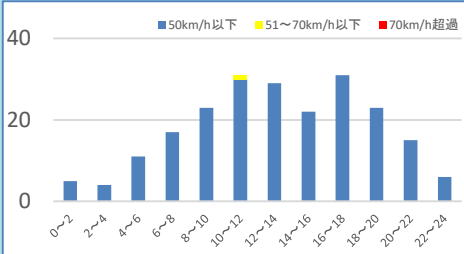
☆ 重点以外の路線、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

## 船橋警察署管内における交通事故実態



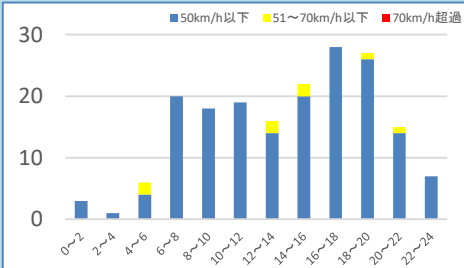
主な路線別・危険認知速度別人身事故発生状況(過去3年間)

- ◎ 主な幹線道路別の人身事故発生状況を比較すると、国道14号での発生が最も多く、次いで、国道357号での発生が多い。
- ◎ 危険認知速度別については、国道357号での事故が多く発生している。



国道14号における時間別・危険認知速度別事故発生状況(過去3年間)

- ◎ 国道14号では10時から12時及び16時から18時までの時間帯の事故が多く発生している。



国道357号における時間別・危険認知速度別事故発生状況(過去3年間)

- ◎ 国道357号では、16時から18時の時間帯の事故が最も多く、次いで、18時から20時の時間帯の事故が多く発生している。
- ◎ 薄暮時間帯に事故の発生が多い。

～令和3年上半年中の人身事故発生状況～

- 交通死亡事故の発生は1件(1人)で前年比+1人である。
- 人身事故は、国道14号で41件、国道357号で28件、県道船橋我孫子線で20件発生し、国道での発生にあっては微増であり、県道船橋我孫子線にあっては減少傾向にある。

## その他の交通指導取締り要点

船橋警察署管内では上記重点路線のほか、市内各所における速度取締りや信号無視、歩行者妨害等の交差点関連違反、スクールゾーン、自転車利用者の違反等に対する指導取締りを強化します。